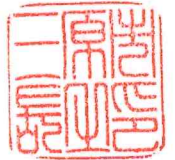


公示送達書

書類の送付について、送達を受けるべき者の住所及び居所、または所在地が不明のため、送達することができないため、地方税法第20条の2及び三原市税条例第18条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年8月6日

三原市長 岡田 吉弘



送達すべき書類名	年 度	期 別	氏 名
地方税法第371条及び 同法第702条の8に係る書類	令和8年度	第1期	池田 初音
地方税法第371条及び 同法第702条の8に係る書類	令和8年度	第1期	池田 初音・亡 芝伐 邦彦 相続財産

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して、7日を経過したときに書類の送達があったものと見なされます。

当該書類は、税制収納課へ保管してありますから、いつでも送達を受けるべきものに交付します。